

海外インフラプロジェクト技術者評価委員会 設置要綱

(目的と設置)

第1条 国土交通省において、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の実績の認定を行う(以下「認定制度」という。)とともに、そのうち特に優秀な技術者を表彰する(以下「表彰制度」という。)
「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」について、実績認定基準の検討及び実績認定、並びに表彰受賞者の選考基準の検討及び受賞者の選考について審議し、両制度の運用等について有識者から合同で意見を聴取することを目的として、「海外インフラプロジェクト技術者評価委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 認定制度に関すること
 - ① 技術者の実績の認定の基準その他の認定方法に関すること
 - ② 技術者の実績の認定に関すること
- (2) 表彰制度に関すること
 - ① 受賞者の選考基準の検討その他の選考方法に関すること
 - ② 受賞者の選考に関すること
- (3) その他上記両制度の運用に関する意見の具申に関すること

(組織)

第3条 委員会に委員長を置き、委員(行政委員を含む。以下同じ。)の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を総括し、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があった時には、委員会に属する委員の互選により職務代行者を選任する。

(会議)

第4条 委員会の招集は委員長又は事務局が行う。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の開催)

第5条 委員会は、行政委員を除く委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

- 2 やむを得ない理由で委員が会議に出席できない場合は、代理出席を認める。

(運営方法)

第6条 会議の運営は、合議によることを原則とする。

- 2 委員(代理の者も含む。)は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(議事の公開)

第7条 委員会の会議及び資料は公開するものとし、その議事概要は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事概要を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、その実績を認定しようとする技術者又は受賞者の候補の氏名その他の個人情報に記載された資料については非公開とし、当該資料に関する議事につい

ては、会議及び議事概要を非公開とする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た個人情報又は秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、認定事務については国土交通省大臣官房技術調査課及び公共事業調査室が、表彰事務及び委員会の進行に係る事務については総合政策局国際政策課及び海外プロジェクト推進課において処理する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期の途中で委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会に諮って定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、令和2年9月28日から施行する。

令和4年8月9日 改正